

クラブ活動計画書



人類が
私たちの仕事

2001～2002年度国際ロータリー会長

リチャード・D・キング

平成 13 年 7 月 1 日

第 2590 地区ガバナー 上野 孝

横浜緑ロータリークラブ

横浜緑ロータリークラブ 加藤喜夫



クラブ活動計画書



人類が
私たちの仕事

2001～2002年度国際ロータリー会長

リチャード・D・キング

平成 13 年 7 月 1 日

第 2590 地区ガバナー 上野 孝

横浜緑ロータリークラブ

横浜緑ロータリークラブ 加藤喜夫

目 次

活 動 計 画 書	会 長	1
活 動 計 画 書	幹 事	2
概 況 報 告		3
横浜緑ロータリークラブ組織表		7
S. A. A. 活動計画書		8
クラブ奉仕委員会活動計画書		8
出席委員会活動計画書		9
職業分類委員会活動計画書		10
親睦委員会活動計画書		10
雑誌委員会活動計画書		11
会報委員会活動計画書		12
会員選考委員会活動計画書		12
会員増強委員会活動計画書		13
プログラム委員会活動計画書		14
プログラム予定表		15
ロータリー情報委員会活動計画書		17
広報委員会活動計画書		17
社会奉仕委員会活動計画書		18
青少年奉仕委員会活動計画書		18
ライラ委員会活動計画書		19
インターアクト委員会活動計画書		19
職業奉仕委員会活動計画書		20
国際奉仕委員会活動計画書		20
世界社会奉仕委員会活動計画書		21
ロータリー財団委員会活動計画書		22
米山奨学委員会活動計画書		22
クラブ I T 推進委員会活動計画書		23
2001～2002 年度予算表		24
充填・未充填職業分類表		28
ロータリークラブ定款		34

活 動 計 画 書

会長 加藤 喜夫

大きな課題であった例会場の変更も実行されました。このことで一人の退会者もなかったということは、緑ロータリークラブ30余年の伝統に築かれた会員相互間の友情の証であろうと思います。しかし苦しい決断もしなければなりません。例会場の変更に伴う食事経費の増加があり、会費の値上げを考えざるを得ないことになりました。事務関係、会報関係のIT導入によって経費の見直しを行ったとしても、会費の値上げやむなしの状況なのです。RIの今期のテーマはMANKIND IS OUR BUSINESSであります。そしてその実現の為にまず第一に会員増強であることを力説されました。このことは緑ロータリークラブにとっても確実に、実行しなければいけないことであります。しかしながら年々減少していく緑ロータリークラブの現実をみますと、まず退会防止こそが大事なことと思われれます。人数の減少はクラブ活性化を損ないます。そこで、会員の奥様方にクラブ行事、例会への参加をお願いしようと思っております。これによって、より深い親睦関係が築けるのではないのでしょうか。どのようにしたら参加しやすい環境ができるのか、各委員長と良く話し合いたいと思います。又会員の例会に出席しやすい時間帯は何時なのかの検討し、例会の時間変更も考えております。現役の一線で活躍している会員の多い緑ロータリークラブにおいては、一日の仕事の間を途切れさすことのない例会時間の設定こそが必要なのではないかと考えます。朝例会或いは夜間例会を提案したいと思います。そしてその例会は堅苦しくなく、楽しいものであってほしい。特別な例会以外はノーネクタイを提唱したいと思います。藤津年度に作られた香港南ロータリークラブとの姉妹関係は、大事に育てたいと思います。中国癲病患者の支援は、香港南ロータリークラブとの関係のなかで継続していきます。そして、近隣地区の緑化運動への参加も新たに行って行きたいと思います。年次計画は単に実行すればいいのではなく、実行するまでに委員会で話し合い、例会で話し合って、その過程を大事にすることで、より親密な会員関係が作れるのではないかと考えます。かつて会員同士はニックネームで呼び合っていたと聞いております。そんな関係が再びクラブの中に生まれてきたら素晴らしいことだと思います。この1年間ご指導、ご協力お願いいたします。

活 動 計 画 書

幹事 森 一誠
副幹事 斎藤 清紀

私は、クラブ幹事として非常に重責についたと実感しております。クラブ運営は会長を補佐して、横浜緑ロータリーの良き伝統を引き継ぎ、ややもするとロータリーの理念を忘れていた所もありますので、是正していきたいと思っております。そして、ロータリーを通じて良き友人を作れる環境作り、さらにいっそう鋭意努力していく所存ですが、目標も下記のごとく揚げておきます。

- (1) クラブの活性化の為に奥様が参加できる例会作り
(退会防止と会員増強)
- (2) 会員増強は会員増強委員長まかせではなく、会員が日頃から意識をもってもらう。
- (3) 卓和は、会員を中心に進める。 経費削減の為
- (4) 親睦は、会長を中心として親睦委員長が企画立案して活動し、心に残る楽しいクラブ活動をする。

以上の目標を会員の皆様に理解していただき、秩序正しく品位のあるロータリークラブの運営を進めていく所存です。

会員皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

概 況 報 告

幹事 森 一誠
副幹事 斎藤 清紀

当クラブの概況を報告致します。

1. 名称区域及び所在地

- (1) 名 称 横浜緑ロータリークラブ
(2) 地 域 横浜市 緑区、青葉区、都筑区。

	総人口	世帯数	
緑 区	159.994	63.225	(平成 13 年 5 月 31 日)
青葉区	275.362	104.985	(平成 13 年 6 月 1 日)
都筑区	159.445	57.183	(平成 13 年 6 月 1 日)

- (3) 事 務 局 〒226-0011 横浜市緑区中山町 230 横浜銀行内
TEL 045-933-1651
FAX 045-933-2027

- (4) 例 会 場 青葉台フォーラム
〒227-0062 横浜市青葉区青葉台 1-5-8
TEL 045-985-2109

- (5) 例会日時 毎週水曜日 12 時 30 分～13 時 30 分

2. 歴代会長、幹事及び会員数、出席率

	会 長	幹 事	就 任 時 在籍会員数	年間平均 出 席 率	備考
創立時	石川 治道	柴田 清	24 名	92.86%	45 年
45～46	石川 治道	柴田 清	24 名	98.58%	6 月迄
46～47	秋田 茂	三澤 君夫	41 名	98.09%	
47～48	小林 安雄	高橋 正文	40 名	94.09%	
48～49	加藤 雅光	名倉 健二	37 名	98.40%	
49～50	鶴川 昇	山下 栄蔵	39 名	97.67%	
50～51	名倉 健二	武藤 松一	42 名	97.38%	
51～52	中山恒三郎	岩沢 幸男	47 名	98.60%	
52～53	三澤 君夫	岡本 健	48 名	98.82%	
53～54	森 善助	浜田 勝弥	47 名	98.67%	

54～55	山下 栄蔵	戸田 裕也	50 名	98.74%
55～56	岡本 健	代々木和男	45 名	99.33%
56～57	岩沢 幸男	中林 靖	50 名	99.18%
57～58	田辺 政雄	内野 晃	48 名	99.11%
58～59	武藤 松一	渡辺 武	50 名	97.86%
59～60	戸田 裕也	寺崎 誠三	45 名	96.31%
60～61	田沼 文衛	岩岡 正	45 名	96.27%
61～62	中林 靖	赤柄 忠昭	50 名	97.83%
62～63	内野 晃	藪島 五郎	51 名	96.96%
63～64 (h1)	代々木和男	遠藤 真作	53 名	95.65%
平成 1～2	藪島 五郎	幸内 伸雄	47 名	94.68%
平成 2～3	近藤 襄	渡辺 宏未	50 名	94.50%
平成 3～4	幸内 伸雄	横井 好明	51 名	91.92%
平成 4～5	遠藤 真作	日高 信良	46 名	91.91%
平成 5～6	横井 好明	遠藤 一典	45 名	92.46%
平成 6～7	渡辺 宏未	井上 周輔	47 名	93.81%
	(横井 好明)			
平成 7～8	中林 靖	脇田 幸一	43 名	92.7%
平成 8～9	小林 新一	金子 朝夫	43 名	95.3%
平成 9～10	遠藤 一典	森 宏	43 名	95.4%
平成 10～11	脇田 幸一	市瀬 栄一	48 名	93.0%
平成 11～12	森 宏	須藤 保夫	39 名	92.6%
平成 12～13	藤津 均	村松 勇治	38 名	92.6%
平成 13～14	加藤 喜夫	森 一誠	37 名	

(平成 13 年 6 月末現在)

3. 創 立

昭和 45 年 2 月 28 日 創立総会 (スポンサー・クラブ横浜港北 R C)

昭和 45 年 3 月 11 日 R. I. 正式加盟承認 特別代表 山崎 卯一

昭和 45 年 12 月 13 日 R. I. 加盟 認証状伝達式

(横浜港南、横浜瀬谷、横浜緑、横浜旭、4 クラブ合同、於 横浜市民体育館)

☆ チャーターメンバー (24 名)

秋田 茂 昭 55.02.20 退会
 石川 治道 昭 52.06.30 退会
 岩崎 薫正 昭 57.06.30 退会
 小林 安雄 平 07.06.30 退会

浜田 淳太郎 昭 48.01.31 退会
 細辻 文次 昭 47.06.28 退会
 岩本 正三 昭 63.07.08 退会
 松田 三郎 昭 47.06.07 退会

小峰 政博 昭 48.10.20 退会
相模原南 R C へ

三橋 英一 平 04.03.21 死去

中山恒三郎 昭 60.04.24 退会
柴田 清 昭 48.04.04 退会
鈴木 憲一 昭 53.09.01 死去
土志田昭吉 昭 54.08.29 退会
足立 英一 昭 46.09.01 退会
足立 英一 昭 46.09.01 退会
麻生 和衛 昭 54.12.26 退会
藤森 茂 昭 47.04.05 退会

名倉 健二 平 10.12.30 名誉会員
岡本 健
志田 宝 昭 47.11.29 退会
高橋 正文 昭 50.06.26 退会
富永 力 平 01.12.30 退会
富永 力 平 01.12.30 退会
鵜川 昇
吉田晴太郎 昭 48.05.02 退会

4. 会 員 (6月30日現在)

(1) 会員の種類

正会員	23 名	名誉会員	1 名
アディショナル会員	0 名		
シニア・アクチブ会員	13 名		
合計	37 名		
チャーターメンバー	2 名		

(2) 年令 (6月30日現在)

30才～39才	3名	40才～49才	5名	50才～59	12名
60才～69才	7名	70才以上	8名	80才以上	2名
最高 81才		最年少 36才		平均 63才	

5. ビジター及びゲスト (前年度) 5月末まで

例会数 49
来客数 50
1例会平均 1名

6. 行事及び諸会合予定 (別紙プログラム添付)

7. 今期までの主なる歩み

		年 月 日	会 長	幹 事	実行委員長
1	チャーターナイト	1970年 12月 13日	石川 治道	柴田 清	(特別代表) 山崎 卯一
2	10周年記念	1980年 3月 22日	山下 栄藏	戸田 裕也	三澤 君夫
3	20周年記念	1989年 4月 1日	代々木和男	近藤 真作	鶴川 昇
4	ガバナー出身	1990～1991年 鶴川 昇会員			
5	拡大実験	年 月 日	会 長	幹 事	実行委員長
		1978年 5月 25日 創立総会	三澤 君夫	岡本 健	横浜田園RC 加藤 雅光
		1984年 3月 27日 創立総会	武藤 松一	渡辺 武	横浜たまRC 中山恒三郎
		1991年 5月 28日 創立総会	近藤 襄	渡辺 宏未	新横浜RC 近藤 襄
6	30周年記念	2000年 4月 1日	森 宏	須藤 保夫	山下 栄藏

横浜緑ロータリークラブ組織表 2001～2002年度(平成13年～14年度)

1. 理 事 加藤 善夫 市瀬 栄一 濱田 茂 武藤 泰典
 藤田 孝次 藤津 均 若松 守正 北原 弘文
 山下 栄蔵

2. 役 員

会 長	加藤 善夫	副 会 長 (会 長 エレクト)	市瀬 栄一
幹 事	森 一誠	副 会 長 幹 事	藤津 均
S A A	斉藤 清紀	副 S A A	斉藤 清紀
会 計	長根 信康	副 S A A	鶴岡 武
		副 会 計	河原 裕典
			長沼 博

3. 委 員 会 (◎印:委員長 ○印:副委員長)

(A)クラブ奉仕委員会(担当理事) ◎市瀬 英一 ○土志田 猛

1 出 席 委 員 会	◎大地 哲郎	○岩崎 恒夫	荒木 敏男	
2 職 業 分 類 委 員 会	◎代々木和男	○山下 栄蔵		
3 親 睦 活 動 委 員 会	◎北原 弘文	○濱田 茂	下中 英輝	元木 裕 黒滝 等
4 雑 誌 委 員 会	◎河原 裕典	○須藤 保夫		
5 会 報 委 員 会	◎河淵 雄	○河原 裕典		
6 会 員 選 考 委 員 会	◎遠藤 一典	○矢嶋 誠治	内野 晃	
7 会 員 増 強 委 員 会	◎鶴岡 武	○須藤 保夫	武藤 泰典	北原 弘文
8 プ ロ グ ラ ム 委 員 会	◎須藤 保夫	○岡本 健	北原 弘文	
9 ロ ー タ リ ー 情 報 委 員 会	◎山下 栄蔵	○森 宏	遠藤 一典	
10 広 報 委 員 会	◎石川 輝久	○岡本 健		

(B)社会奉仕委員会(担当理事) ◎武藤 泰典 ○濱田 茂

(C)青少年奉仕委員会(担当理事) ◎濱田 茂 ○岩崎 恒夫

1 ラ イ ラ 委 員 会	◎村松 勇治	○斎藤 晃	鵜川 昇
2 インターアクト委員会	◎下中 英輝	○遠藤 一典	

(D)職業奉仕委員会(担当理事) ◎藤田 孝次 ○須藤 保夫

(E)国際奉仕委員会(担当理事) ◎若松 守正 ○鶴岡 武

1 世界社会奉仕委員会	◎脇田 幸一	○若松 守正
2 ローター財団委員会	◎森 宏	○横井 好明
3 米 山 奨 学 委 員 会	◎矢嶋 誠治	○土志田 猛

(F)クラブ I・T 推進(担当理事) ◎長根 信康 ○高嶋 経保

2590地区委員

1 地 区 諮 問 委 員 会	鵜川 昇
2 地 区 指 名 委 員 会	鵜川 昇
3 地 区 職 業 奉 仕 委 員 会	森 宏
4 地 区 ロ ー タ ー ア ク ト 委 員 会	脇田 幸一

S. A. A. 活動計画書

委員長 斎藤 清紀
副委員長 鶴岡 武
副委員長 河原 裕典

例会は会長、幹事、プログラム委員長と十分な調整を図りながら、秩序正しく品位ある能率的な進行に努め、会員は勿論、来訪者や来賓の方々にも気持ちよく過ごしていただけるよう、明るく楽しい運営を目指します。

例会場が青葉台フォーラムになり細やかな取り決めは年度中に確立したいと考えています。

- (1) 例会中は禁煙とします。
- (2) 3分間スピーチは年度中1回は会員が行うようにします。
- (3) ニコニコは積極的に、ニガニガは完全実施をお願いします。

クラブ奉仕委員会活動計画書

委員長 市瀬 栄一
副委員長 土志田 猛

今年クラブ奉仕委員長と副委員長を仰せつかり、改めて身の引き締まる思いです。

会長の方針に添い、有意義な楽しい、笑いの多いクラブ作りに微力ながらクラブ奉仕委員長として努めたいと思っております。手続要覧によりますと10の各クラブ奉仕委員会は、各々の独立した管理運営を任されていて、クラブ奉仕委員長が監督するものではないとされています。クラブ運営に必要な10の委員会が活力ある活動が出来る様理事会に計る役割を果たしたいと思います。

さて、今年の会長方針は「会員増強と退会防止」を提唱されております。非常に難向であります、この問題を乗り越えないとロータリークラブの未来はないといっても過言ではないと思います。ただ単に会員を増やす事の前に、まず我々自身が我々のクラブを
有意義な楽しいクラブと想う意識がなければ新会員を勧誘する事は出来ないで

しょう。

活気ある楽しいクラブにする為に

1. 会員の奥様方にクラブの行事、例会等への参加をお願いする。
2. 例会に出席しやすい時間帯を検討する。
3. 何か事を行う時は、お互いに話し合いを行う過程大切にする。

会員の奥様方にも積極的に参加して頂き、より親密な会員関係を作る事が会員増強の第一歩と考えます。会員を減らさない様に、新しい会員が増える様にと悪戯に規則を緩やかにしては仲良しクラブになりロータリークラブの魅力が無くなると思います。

会長を先頭に我々クラブの方向付けを本気で考え、行動する年にしようではありませんか。

出席委員会活動計画書

委員長 大地 哲郎
副委員長 岩崎 恒夫
委員 荒木 敏男

クラブ例会に出席する事はロータリアンにとって大変重要なことであるとともに、義務でもあり、権利でもあります。

例会に出席する事で多くの仲間と知り合い、友情と親睦を深めます。又クラブの各種プロジェクト参加を通して更に自己研鑽と人格の高揚をはかり有能なロータリアンとなる事があります。

本年度の目標は、

- (1) 例会に出席する意義を自覚し、出席率向上に努めます。
- (2) 地区大会等の諸行事に出席し他クラブ会員とも友情を深め、ロータリーの真の意義を見出していきます。
- (3) 欠席届を例会当日9時までに事務局に提出して下さい。

職業分類委員会活動計画書

委員長 代々木 和男
副委員長 山下 栄蔵

職業分類法は開放 97 に対し、充填 23、未充填 74、シニアアクチブ 14、名誉 1、という状況です。

会員増強を図り充填率の向上が急務であると考えます。

親睦活動委員会活動計画書

委員長 北原 弘文
副委員長 濱田 茂
委員 下中 英輝
委員 元木 裕
委員 黒滝 等

ロータリーでの第一の活動は会員相互の親睦であります。会員本人はもとより、ご家族の方も喜んで参加できるような楽しいイベントを企画していきます。

また、そのために各イベントの準備段階から、会員のご夫人の方々からのアイデアなども頂戴しながら、企画していきたいと思えます。

尚、今年度の行事予定は下記のとおり計画・実施いたしますので、よろしくお願い致します。

1. 夜間例会（懇親会、家族会を含む）

平成 13 年 08 月 29 日（水）

平成 13 年 10 月 31 日（水）

平成 13 年 12 月 19 日 (水)「クリスマス家族会」

平成 14 年 01 月 30 日 (水)

平成 14 年 04 月 24 日 (水)「春の家族会」

平成 14 年 05 月 29 日 (水)

平成 14 年 06 月 19 日 (水)「期末懇親会」

2. ゴルフ

第 1 回 平成 13 年 09 月 07 日 (木)

第 2 回 平成 13 年 11 月 15 日 (木)

第 3 回 平成 14 年 04 月 18 日 (木)

第 4 回 平成 14 年 06 月 20 日 (木)

雑誌委員会活動計画書

委員長 河原 裕典

副委員長 須藤 保夫

雑誌委員長を仰せつかりました私自身が、「ロータリーの友」をしっかり読むこと。

(1)「ロータリーの友」が配布される第一週での記事の紹介。

(2)「ロータリーの友」をクラブ外へ紹介する。

(3)「ロータリーの友」で興味を持った記事の感想を会員の方に発表していただきます。

会報委員会活動計画書

委員長 河渕 雄
副委員長 河原 裕典

情報化時代に即応して、ロータリークラブのあり方も当然変化し、いや、変革しなくてはならないと思う。昨年度から当クラブ内でも言われてきました「会報」のIT

化と共に内製化です。その目的は何と言っても経済性、省力化、敏速化です。今年度は、「会報」のIT化初年度と位置付け、IT推進委員との協力を得て是非とも成功させたいと思います。

但し、会報本来の目的を損なわない事が必要です。日々のクラブ活動の把握は会員相互理解深める、又会員教育のロータリー情報提供等会報は大きな使命があります。

本年度、此の内製化計画に伴い、スピーカーは原稿を用意することを原則とし、ご協力をお願い申し上げます。

会員選考委員会活動計画書

委員長 遠藤 一典
副委員長 矢島 誠治
委員 内野 晃

新しい例会場となり、今後は会員増強をめざすことになりますが、昨今の会社状況で厳しいと思います。会員増強委員会と連携して進めて行きたいと思います。尚、真会員候補の連携にあたっては、下記の点について留意願いたいと思います。

1. 最初の一年間は、ホームクラブ60%以上の出席。
2. 財団等への協力。
3. ロータリー諸活動への積極的な協力。

会員増強委員会活動計画書

委員長 鶴岡 武
副委員長 須藤 保夫
委員 武藤 泰典
委員 北原 弘文

最近横浜緑ロータリークラブは会員減少が目立ち、クラブ活動にも影響を及ぼす状況にあります。懸案の例会場移転問題も解決した現在、一層の会員増強を進めると共に退会者防止に努めてまいります。

会員増強具体策と致しまして、

- (1) 女性会員に関し会員の意見を聞きながら前向きに検討する。
- (2) 旧会員二世に働きかける。
- (3) 各種団体に参加している会員に候補者を推薦してもらう。

一方、脱会防止策として、

- (1) 不平不満、又は楽しく活力あるクラブにする意見等アンケートをとり対処する。
- (2) 他のクラブを研究し良い点の導入を図る。
- (3) ロータリーの勉強会開催、理解を深める。
- (4) 興味深いプログラムと有意義なプロジェクトのある活発で積極的なクラブ、地域のリーダーがメンバーであることを誇りに思うようなクラブを作る。

以上、今期の活動目標と致します。皆様のご協力をお願い致します。

プログラム委員会活動報告書

委員長 須藤 保夫
副委員長 岡本 健
委員 北原 弘文

今期のプログラムの考え方は、次の二点の方針を織り込んでみました。まず第一点は、奉仕に関してです。ロータリーのプログラムとは、R Iの定款の網領の中で要約すれば次のようなことかと思えます。「四大奉仕活動を実施するにあたり、地域社会への真のニーズを見つけ、効果的に対処できるプロジェクトを計画遂行する。プロジェクトを遂行するにあたっては、ロータリーの人的・物的資源を活用する。そして地域ぐるみで、プロジェクトの目標を支援し、出来ればプロジェクトの実施に地域社会の人々を加える。」

つきましては、今年度のプログラムとして四大奉仕委員会を中心にクラブフォーラムを多く実施し、各会員の奉仕に関する意見を積極的に引き出したいと思えます。また、各委員の職業報告を毎月実施し、この職業報告を通じて会員各位の職業の内容を再度確認しあいたいと考えます。これらの方法により地域社会にもっと密着した奉仕活動を探り、且つ具体的に計画実施する事を狙いとするものです。

もう一点は、外部の卓和者を招くよりも出来る限り当クラブ内の会員に意見を述べる機会を多くし、会員同士の理解を深めて生きたいと考えます。また、他のロータリークラブより卓和者を招き、他クラブとの交友ならびに情報交換を図って参りたいと考えました。これによって経費の節約も図れると思えます。

以上の考え方で、この一年間活動をして参りたいと存じます。関係の各委員会の方々、ご協力お願いいたします。

2001年～2002年（平成13年度～14年度）

	クラブ・アッセンブリー	クラブ・アッセンブリー	クラブ・アッセンブリー	クラブ・アッセンブリー		
月 週	平成13年 7月	8月	9月	10月	11月	12月
第 1 週	4日 加藤 新会長 森(一)新幹事 就任挨拶 (定例理事会)	1日 ガバナー 公式訪問	5日 青少年奉仕活動 について フォーラム 濱田委員長 (定例理事会)	3日 職業奉仕に ついて フォーラム 藤田委員長 (定例理事会)	7日 ロータリー財団 について フォーラム 森(宏)委員長 (定例理事会)	5日 年次総会 (定例理事会)
第 2 週	11日 新年度計画 四大奉仕委員長	8日 会員増強に ついて フォーラム 鶴岡委員長 (定例理事会)	12日 親睦委員会活動 について フォーラム 北原委員長	10日 米山月間に ついて フォーラム 矢島委員長	14日 地区大会報告 加藤会長 森(一)幹事	12日 職業報告
第 3 週	18日 職業報告 元木会員 黒滝会員	15日 夏休み	19日 ロータリーの 広報活動につい て フォーラム 石川委員長	17日 職場見学	21日 職業報告	19日 クリスマス家族会
第 4 週	25日 新年度計画 についての クラブ・アッセンブリー	22日 職業報告	26日 職業報告	24日 職業報告	28日 インターアクト 大会報告 下中委員長	26日 前半を省みて 四大奉仕委員長
第 5 週		29日 夜間例会		31日 夜間例会		
年 間 行 事	識字率向上月間	カバナー公式訪問 会員増強月間	新世代のための 月間 (ｺﾞﾙﾌ同好会)	米山月間 職業奉仕月間 地区大会記念 ｺﾞﾙﾌ・15日 (程ヶ谷)	地区大会(9.10) (ﾊﾞｼﾝｸﾞ横浜) ロータリー財団 月間 (ｺﾞﾙﾌ同好会)	定期総会 クリスマス家族会

横浜緑RC年間プログラム表

		クラブアッセンブリー			クラブアッセンブリー	
月 週	平成14年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
第 1 週	2日 正月休み	6日 出席について フォーラム 大地委員長 (定例理事会)	6日 社会奉仕活動 について フォーラム 武藤委員長 (定例理事会)	3日 雑誌月間 について フォーラム 河原委員長 (定例理事会)	1日 卓話 (定例理事会)	5日 次年度計画 について 市瀬会長エレクト (定例理事会)
第 2 週	9日 新年の挨拶 加藤会長 森(一)幹事 (定例理事会)	13日 世界社会月間 について フォーラム 脇田委員長	13日 会員増強 について フォーラム 鶴岡委員長	10日 職場見学	8日 卓話	12日 1年を省みて 四大奉仕委員長
第 3 週	16日 ロータリー理解 推進月間 山下委員長	20日 職業報告	20日 職業報告	17日 職業報告	15日 職業報告	19日 期末懇親会
第 4 週	23日 職業報告	27日 クラブ創立に ついて フォーラム 岡本会員 (チャーターメンバー)	27日 卓話	24日 家族会	22日 卓話	26日 会期終了挨拶 加藤会長 森(一)幹事
第 5 週	30日 夜間例会				29日 夜間例会	
年 間 行 事	ロータリー 理解推進月間	世界理解月間 RI創立記念日 (23日) クラブ創立記念 日(28日) IM(16日)		雑誌月間 (ゴルフ同好会)	地区協議会	期末懇親会 国際大会 (23～26日) (ゴルフ同好会)

ロータリー情報委員会活動計画書

委員長 山下 栄蔵
副委員長 森 宏
委員 遠藤 一典

私達のクラブは創立依頼、今期の平成 14 年 2 月で 32 周年を迎えるのであります。会員のロータリー歴を見ますと、

入会後 30 年以上の会員	4 名
入会後 20 年以上 29 年の会員	3 名
入会後 10 年以上 19 年 2 会員	9 名

前期末、会員数 37 名中ロータリー歴 10 年以上の会員 16 名なので、比較的新しい会員が多いのであります。そこで、今期の情報委員会としては、改めて「ロータリークラブとは、どのような団体か」について例会、その他の会合で会員に理解を深めて戴く様な活動とする計画であります。

広報委員会活動計画書

委員長 石川 輝久
副委員長 岡本 健

地域の方々にロータリー活動の本質である奉仕の精神を理解して頂く事が、社会に認められ認知と評価につながる事である。その事により、地域社会の皆様と共に奉仕活動が出来、あわせて会員増強の一助と成るよう積極的に広報活動を行う。

- (1) 区役所等と連携を取りながら積極的に各種の催し物に参加する。
- (2) ミニコミ紙等を利用し活動を P R する。

社会奉仕委員会活動計画書

委員長 武藤 泰典
副委員長 濱田 茂

ロータリー活動の中で重要な位置をしめる社会奉仕活動は、非常に広範囲にわたる奉仕活動だと思います。地域における様々な問題、環境保全、人間尊重、等々、我々ロータリアンだけでなく地域住民にも関心を持ってもらう様、奉仕活動を行って行きたいと思います。例年行われています、チャリティーバザー、緑区民祭りへの参加の他に、緑化を進めるため地域内のどこかに植樹をやりたいと思っております。また、警察、消防への関心を持ってもらうよう、地域住民への働きかけもやってみたいと思います。

会長、幹事はじめ、会員の皆様のご協力、ご指導、よろしくお願いいたします。

青少年奉仕委員会活動計画書

委員長 濱田 茂
副委員長 岩崎 恒夫

21 世紀を担う現在の青少年達に対して我々ロータリアンは何を彼らにしてやるか。原点に立ち返り、今青少年が我々大人に対して求めているもの、希望を汲み取り、微力ながらこの一年、出来ることから行動を起こして行きたいと考えております。

- (1) 抽象論ではなく具体的に行動を。
- (2) インターアクトとのコミュニケーションを積極的にとる機会を多くする。
- (3) 初先輩会員の方々より青少年奉仕委員会のあるべき姿を教示いただき、活気ある委員会にする。

ライラ委員会活動計画書

委員長 村松 勇治
副委員長 斎藤 晃
委員 鵜川 昇

昨年度から新たな名称でスタートした、Rotary Youth Leadership Awards—LYLA委員会としては、下記の項目課題とする事などを行う。

- (1) 青少年と量子化との間には有益な関係を増進する。
- (2) 諸団体と協力し青少年に及ぼす地域の現状を調査などを行う。

前任の石川輝久LYLA委員長は、県議会議員として、青少年問題には、幅広い豊富な知識があり助言を頂きながら現在社会化している、青少年問題に地域警察安全生活課やロータリーメンバーと、交流や情報において、青少年指導に取り組んでいきたい。

インターアクト委員会活動計画書

委員長 下中 英輝
副委員長 遠藤 一典

インターアクトは、青少年及び高校生の為の、学校・地域社会に奉仕する事と、国際理解推進する活動、親睦活動の3つの軸に基づき、その支援活動にロータリアンの理解と協力をお願いすること。現代の青少年に対する様々な事を桐蔭学園高等部の協力を賜り有意義な活動をして行く。年次大会・地区大会・交流会・他校文化祭など、インターアクトの行事に多数のロータリアンの積極的参加を求めるよう呼びかける。

青少年や地域社会に奉仕すべく募金活動や寄付などの呼びかけ、青少年に今後の人生に役立つ活動を行う。

職業奉仕委員会活動計画書

委員長 藤田 幸次
副委員長 須藤 保夫

職業奉仕の概念は、ロータリー発祥より現在までに色々と変化して参りました。時代・視点により異なった考え方が出て来るのは当然で、夫々の考え方をお互いに否定することは出来ないと思われます。ロータリーソング「奉仕の理想」「我等の生業」に歌われている中にその精神があると思われます。

即ち、あらゆる職業に携わるなかで奉仕の理想を生かしていくことをクラブ、会員個人が共に育成支援すること。又、すべての職業に係る人々の有用性と価値を認めると共に個々の職業上の論理を高めること、道徳心の維持を守りつつ自己の職業経営の安定を図ることが眞の職業奉仕であると考えます。従って、本年度は次のような活動計画を考えました。

1. 職業奉仕に有意義となるべく卓話をできるだけ会員より行う。
2. 会員企業の職場訪問。
3. 社会の下支えとなっている職業人の表彰、支援。
4. 四つのテストの復唱。奉仕に関する他の委員会との連携。

国際奉仕委員会活動計画書

委員長 若松 守正
副委員長 鶴岡 武

国際理解と協力、親善・平和をより一層推進するために為すすべての行為・行動が「国際奉仕」であり、世界社会奉仕(WCS)、国際レベルでの教育・文化交流活動等に、先達が切り開いた道筋を基本にすえ、継続性と節度を持ちつつ前向きに取り組んでいきます。

<具体的活動目標>

1. 香港南 RC との姉妹関係の維持・発展。
 - ・ 香港訪問時の自発的なメーキャップの実施(公用・私用を問わない)。
 - ・ 中国ライ病患者に対する支援。
2. 諸外国の災害救援等に対し、自発的な活動を通して地区活動に協力する。

3. 友好クラブと相互協力して、国際理解・親善・奉仕に努める。
4. 他クラブとの協力及び同額補助金の活用等により、発展途上国支援等、国際奉仕活動を推進する。
5. 委員会内の各委員会を適宜開催し、各々の意思疎通を図りつつ、この 1 年間、楽しく、仲良く、有意義のある活動を展開する。

世界社会奉仕委員会活動計画書

委員長 脇田 幸一
副委員長 若松 守正

今年度、どんなWCSのプロジェクトが国際ロータリーで用意されているかを調べてみようと思います。その中のどれを 2590 地区のWCS委員会が選んで実行に移すかを知って、我々のクラブが参加できるかを検討してみようと思います。

昨年度の国際奉仕委員長の鶴岡さんのご協力によって実現した Hong Kong South R.C.との姉妹クラブとなった訳ですが、その Hong Kong South R.C.が行っている中国本土奥地のハンセン死病多発の村を救済するプロジェクトに我々が積極的に協力することは、これが本当のWCSの真骨頂だと思うのですが、中国本土にR.C.が無いので、世界社会奉仕活動と認められないのは大変残念なことです。

ロータリー財団委員会活動計画書

委員長 森 宏
副委員長 横井 好明

1. ロータリー財団の目的

国際レベルの人道的、教育的プログラムを通じて世界理解と平和を達成することである。

2. ロータリー財団の活動

会員各自、ロータリー財団の歴史や目的を理解し、活動状況を知る。
(11月のロータリー財団月間にアピールする。)

3. 募金目標

一人(120ドル)(ベネファクター二人以)

継続事業であることを認識し、地区より要請に基づき、目標の募金とベネファクター・フェローを送り出すべく協力し、前期(11月のロータリー財団月間)に目標達成の成果を上げる。

米山奨学委員会活動計画書

委員長 矢嶋 誠治
副委員長 土志田 猛

(財)ロータリー米山奨学会は勉学・研究を志して、日本に留学している外国人に対し、国際理解と親善を深める為の援助を行うものであります。この事業を遂行する為には、その目的・意義を十分に認識しなければなりません。

その為、当委員会としては

- (1) 例会を通じて、米山財団に関する情報を提供する。
- (2) 募金については、普通寄付、特別寄付の目標額の十分な達成を積極的に呼びかける。

尚、現在当クラブの奨学生は、東京工業大学で博士号取得に向けて勉強中の韓国の金 善郁君です。

クラブ I T 推進委員会活動計画書

委員長 長根 信康

副委員長 高嶋 経保

前年度 C I C O を承り、今年度は名称こそ変わりましたが同様の役割を引き続きお受けすることになりました。

前年度は、藤津会長・村松幹事の多大なる理解と協力を得て、クラブでパソコンを導入し、インターネット接続をとさらに、クラブのメールアドレス取得とホームページ開設まですることが出来ました。

現在は多量の情報があふれ、インターネットなど情報化のインフラが進み、何時何処であっても世界中の情報が取得できる時代になっています。通信速度もアナログ回線から I S D N、x D S L と進化し、さらに光ファイバーなどのブロードバンド化による高速化がより一層加速していくと思われます。そのような状態の中で、ロータリークラブの情報管理はどこか牧歌的な印象を与えるように思います。

今年度はクラブ I T 推進委員長として、時代や社会の流れに遅れることなく、ホームページを活用し、クラブからの情報発信を行い、会員相互だけではなく一般の方々にもロータリークラブならびに私たち横浜緑ロータリークラブをより理解していただけるようにしたいと思っています。

さらに、パソコンを利用した会員情報管理・会計管理を行い情報の一元化と早期処理の実現を図ります。活動計画書・年次報告書など印刷物系も極力外部委託せず、クラブ内で処理作成をし、会報も河渕会報委員長・事務局と協力しクラブ自作のものにして経費節減にむけて努力したいと思います。

クラブの I T 化は始まったばかりなので一朝一夕にはうまくいかないと思いますが、会員各位のご理解とご協力をお願いして、より良い I T 化の方向へ進むための基礎固めとして活動したいと思っています。

2001～2002年度 予算表

(平成13年7月～平成14年6月)

会 計 長根信康
副会計 長沼 博

I. 一般会計

[収 入 の 部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
年 会 費	7,200,000	8,532,000	▲ 1,332,000	200,000 × 36名 × 100.0%(名誉会員2名除く)
中 途 入 会 者 年 会 費	400,000	0	400,000	200,000 × 4名 × 100.0% × 50.0%
入 会 金	400,000	400,000	0	100,000 × 4名 × 100.0%
雑 収 入	50,000	50,000	0	
前 期 繰 越 金	0	1,000,000	▲ 1,000,000	
収 入 合 計	8,050,000	9,982,000	▲ 1,932,000	

[支 出 の 部]

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
本部関係	人 頭 分 担 金	180,000	185,000	▲ 5,000	5,000×36名×100.0%
	地 区 分 担 金	936,000	962,000	▲ 26,000	26,000×36名×100.0%
	地 区 大 会 分 担 金	144,000	148,000	▲ 4,000	4,000×36名×100.0%
	地 区 大 会 登 録 料	540,000	555,000	▲ 15,000	15,000×36名×100.0%
	地 区 大 会 出 展 費	200,000	0	200,000	地区大会ブース出展
	I ・ M	360,000	370,000	▲ 10,000	10,000×36名×100.0%
	地 区 協 議 会	432,000	300,000	132,000	12,000×36名×100.0%
	米 山 奨 学 金	180,000	185,000	▲ 5,000	5,000×36名×100.0%
	小 計	2,972,000	2,705,000	267,000	
総務関係	例 会 費	200,000	300,000	▲ 100,000	S. A. A.担当
	記 念 品 費	280,000	400,000	▲ 120,000	7,000×40名×100.0%(本人誕生日・結婚記念日用)
	通 信 費	100,000	150,000	▲ 50,000	
	消 耗 品 費	300,000	300,000	0	
	印 刷 費	500,000	1,000,000	▲ 500,000	
	事 務 委 託 費	1,200,000	2,200,000	▲ 1,000,000	
	備 品 費	50,000	50,000	0	
	交 際 費	200,000	200,000	0	
	雑 誌 文 献 費	170,000	170,000	0	4,000×40名×100.0%
	慶 弔 費	100,000	100,000	0	
	事 務 局 地 代 家 賃	300,000	0	300,000	25,000×12ヶ月
	保 守 ・ 修 繕 費	150,000	0	150,000	
	予 備 費	0	0	0	
	特 別 積 立 金	200,000	200,000	0	
小 計	3,750,000	5,070,000	▲ 1,320,000		
委員会関係	ク ラ ブ 奉 仕	1,000,000			
	出 席	(5,000)	10,000	▲ 5,000	
	職 業 分 類	(5,000)	10,000	▲ 5,000	
	親 睦	(300,000)	500,000	▲ 200,000	
	雑 誌	(5,000)	10,000	▲ 5,000	
	会 報	(300,000)	1,200,000	▲ 900,000	
	会 員 選 考	(5,000)	10,000	▲ 5,000	
	会 員 増 強	(5,000)	10,000	▲ 5,000	
	プ ロ グ ラ ム	(100,000)	100,000	0	
	R 情 報	(5,000)	10,000	▲ 5,000	
	S ・ A ・ A	(0)	100,000	▲ 100,000	
	広 報	(100,000)	100,000	0	
	ク ラ ブ I T 推 進	(100,000)	0	100,000	
	予 備 費	(70,000)	0	70,000	
小 計	1,000,000	2,060,000	▲ 1,060,000		
支 出 合 計		7,722,000	9,835,000	▲ 2,113,000	
次 期 繰 越 金		328,000	147,000	181,000	

記念品(ニコニコ)

会 員 誕 生 日 2,000
会 員 誕 生 日 0
結 婚 記 念 日 5,000 以上
計 7,000 以上

Ⅱ. 特別会計(食事の部)

[収入の部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
食 事 代	3,600,000	1,998,000	1,602,000	100,000 × 36名 × 100.0%
中 途 入 会 者 食 事 代	200,000	0	200,000	100,000 × 4名 × 100.0% × 50.0%
ビ ジ タ ー 登 録 料	100,000	100,000	0	
前 期 繰 越 金	0	1,600,000	▲ 1,600,000	
収 入 合 計	3,900,000	3,698,000	202,000	

[支出の部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
例 会 食 事 代 (昼)	3,870,000	3,490,200	379,800	2,500 × 36名 × 43回 × 100.0%
例 会 食 事 代 (夜)	0	0	0	3,500 × 36名 × 0回 × 100.0%
予 備 費	0	0	0	
支 出 合 計	3,870,000	3,490,200	379,800	
次 期 繰 越 金	30,000	207,800	▲ 177,800	

Ⅲ. 特別会計(奉仕の部)

[収入の部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
ス マ イ ル	800,000	800,000	0	
前 期 繰 越 金	0	100,000	▲ 100,000	
収 入 合 計	800,000	900,000	▲ 100,000	

[支出の部]

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
奉 仕 関 係	職 業 奉 仕	30,000	30,000	0	
	社 会 奉 仕	200,000	200,000	0	
	青 少 年 奉 仕	200,000	0		
	R Y L A	(100,000)	100,000	0	
	イ ン タ ー ア ク ト	(100,000)	200,000	▲ 100,000	
	ロ ー タ ー ア ク ト	(0)	0	0	
	国 際 奉 仕	300,000			
	国 際 奉 仕	(200,000)	200,000	0	
	世 界 社 会 奉 仕	(10,000)	30,000	▲ 20,000	
	ロ ー タ リ ー 財 団	(10,000)	30,000	▲ 20,000	
	奨 学 生 受 入 支 出	(80,000)	100,000	▲ 20,000	
	小 計	730,000	890,000	▲ 160,000	
奨 学 生 受 入 支 出		0	100,000	▲ 100,000	
そ の 他 予 備 費		0	0	0	
支 出 合 計		730,000	990,000	▲ 260,000	
次 期 繰 越 金		70,000	▲ 90,000	160,000	

※前年度までは食事代込みの年会費でしたが、今年度から年会費¥200,000と食事代¥100,000と分離して計上しました。

2001～2002年度 予算集計表

(平成13年7月～平成14年6月)

	収 入			支 出		
	科 目	予 算 額	前年度予算額	科 目	予 算 額	前年度予算額
一 般 会 計	年 会 費	7,200,000	8,532,000	本 部 関 係	2,972,000	2,705,000
	中途入会者年会費	400,000	0	総 務 関 係	3,750,000	5,070,000
	入 会 金	400,000	400,000	委 員 会 関 係	1,000,000	2,060,000
	雑 収 入	50,000	50,000			
	前 期 繰 越 金	0	1,000,000	次 期 繰 越 金	328,000	147,000
	計	8,050,000	9,982,000	計	8,050,000	9,982,000
特 別 会 計 (食 事 の 部)	科 目	予 算 額	前年度予算額	科 目	予 算 額	前年度予算額
	食 事 代	3,600,000	1,998,000	例会食事代(昼)	3,870,000	3,490,200
	中途入会者食事代	200,000	0	例会食事代(夜)	0	0
	ビジター登録料	100,000	100,000	予 備 費	0	0
	前 期 繰 越 金	0	1,600,000	次 期 繰 越 金	30,000	207,800
	計	3,900,000	3,698,000	計	3,900,000	3,698,000
特 別 会 計 (奉 仕 の 部)	科 目	予 算 額	前年度予算額	科 目	予 算 額	前年度予算額
	ス マ イ ル	800,000	800,000	奉 仕 関 係	730,000	890,000
				奨学生受入支出	0	100,000
				そ の 他 予 備 費	0	0
	前 期 繰 越 金	0	100,000	次 期 繰 越 金	70,000	▲ 90,000
	計	800,000	900,000	計	800,000	900,000
	総 合 計	12,750,000	14,580,000	総 合 計	12,750,000	14,580,000

2000～2001年度 予算集計表

(平成12年7月～平成13年6月)

収 入			支 出		
一 般 会 計			一 般 会 計		
科 目	予 算 額	前年度予算額	科 目	予 算 額	前年度予算額
年 会 費	0	7,200,000	本 部 関 係	0	2,972,000
入 会 金	0	400,000	総 務 関 係	0	3,750,000
雑 収 入	0	50,000	委 員 会 関 係	0	1,000,000
前 期 繰 越 金	0	0	次 期 繰 越 金	0	328,000
計	0	7,650,000	計	0	8,050,000
特 別 会 計 (食 事 の 部)			特 別 会 計 (食 事 の 部)		
科 目	予 算 額	前年度予算額	科 目	予 算 額	前年度予算額
年 会 費	#N/A	#N/A	例 会 食 事 代	#N/A	#N/A
ビジター登録料	0	100,000	予 備 費	0	0
前 期 繰 越 金	0	0	次 期 繰 越 金	0	30,000
計	#N/A	#N/A	計	#N/A	#N/A
特 別 会 計 (奉 仕 の 部)			特 別 会 計 (奉 仕 の 部)		
科 目	予 算 額	前年度予算額	科 目	予 算 額	前年度予算額
ス マ イ ル	0	800,000	奉 仕 関 係	0	730,000
前 期 繰 越 金	0	0	奨 学 生 受 入 支 出	0	0
			そ の 他 予 備 費	0	0
			次 期 繰 越 金	0	70,000
計	0	800,000	計	0	800,000
総 合 計	#N/A	#N/A	総 合 計	#N/A	#N/A

充填・未充填職業分類表

正会員 (ACTIVE)

平成13年7月1日

関連	職業分類		会員名	勤務先	役職名
	業分	種類			
医	内科	医 Physician			
	循環器科	医 Circulatory			
	外科	医 Surgeon			
	小児科	医 Pediatricist			
	産婦人科	医 Obstetrician and Gynecologist			
	歯科	医 Dentist			
	口腔外科	医 Oral Cavity Surgeon			
	整形外科	医 Orthopedic Surgeon			
	耳鼻咽喉科	医 Ear Nose and Throat Doctor			
	眼科	医 Ophthalmologist	藤 津 均	フジ眼科歯科クリニック	院長
	歯科矯正科	医 Dent Orthodontic	加 藤 喜 夫	愛 誠 歯 科 医 院	院長
	麻酔科	医 Anesthetist			
	病院	院 Hospital	大 地 哲 郎	横 浜 新 緑 病 院	副 理 事 長
施設及び病院	専門病院	院 Specialty Hospital			
保衛	薬局	局 Pharmacy			
	保険代理業	業 Insurance Agency	北 原 弘 文	ソニー生命保険(株)	ファイナンシャルプランナー
衣	クリーニング店	店 Cleaning Shop			
	洋品店	店 Cotton Goods			
	洋服店	店 Clothing			

充填・未充填職業分類表

正会員 (ACTIVE)

関連		職業分類		会員名	勤務先	役職名
業	分	業	分			
衣	料	呉服店	Japanese Cloth Shop	岩崎恒雄	(株) 岩崎呉服店	代表取締役
食品及び嗜好品	レストラン	菓子店	Cake Shop			
	菓子店	Alcoholic Store				
	酒					
日用品	スーパー	スーパーマーケット	Super Market			
	文具	Stationery				
教育	幼稚園	Kindergarten		黒滝等	黒滝幼稚園	園長
	高等学校	Senior High School				
	短期大学	Sumier College				
	私立塾	Praivate School				
	弁護士	Lawyer				
ビジネスサービス	税理士	Tax Service				
	司法書士	Judiciary Scribner Service				
	経営相談	Business Counseling Service				
	測量士	Surveyor				
	仏教	Buddhism		斎藤清紀	福聚院	住職
運輸及び倉庫業	神道	Shintoism				
	運送業	Trucking Service				
	倉庫業	Storage				
機械及び装置	貨物自動車輸送	Motor Freight Transportation		河原裕典	(株) 横浜ドリームライン	代表取締役
	送風機製造	Blower Mfg		武藤泰典	(株) 武藤電気	代表取締役

充填・未充填職業分類表

正会員 (ACTIVE)

関連	職業分類		会員名	勤務先	役職名
	種別	業種			
機械及び装置	建設機械	Construction Machinery			
	機械工具	Machine and Tool			
	非鉄金属製錬機械	Nonferrous Metals Refining	鶴岡武	アジア物性材料(株)	代表取締役
	精密機械	Precision Machinery			
鉄及び金属	板金工作	Sheet Metal Working			
	金型製造	Molds Mfg			
自動車	自動車販売	Automobile Dealers			
	自動車整備	Automobile Repairing			
	カーデザイン	Car Design			
	電気設備	Electric Construction			
電気及び通信	電話事業	Telephone Service	若松守正	NTT東日本中山支店	支店長
	情報通信	Information			
電子機器	電子試験機	Electronic Tester	河淵雄	新電子工業(株)	代表取締役
	書籍販売	Book Distribution			
印刷及び広告	広告業	Advertisement			
	印刷	Printing			
	新聞配付	News Paper Distribution			
	看板広告	Advertising Service			
美容及び整形	理容	Barber			
	美容院	Beauty Shop			
ホテル及び観光	ホテル	Hotel	濱田茂	(株)パストラル	専務取締役

充填・未充填職業分類表

正会員 (ACTIVE)

職業分類		業 分 類	会 員 名	勤 務 先	役職名
関 連	職 業 分 類				
建設業	ホテル及び観光	旅行 幹 旋 業			
		建設 請 負 業			
		木 造 建 築			
		ビル 建 築			
		土木 工 事			
		舗装 工 事			
		建築リフォーム	市 瀬 栄 一 (株) 不 二	健 代表取締役	
		電気 工 事			
		水道 工 事			
		鉄道 建 設			
		設備 工 事	村 松 勇 治 (株) シ エ ス	代理副社長	
		型枠 工 事			
		塗装 工 事			
		建築 設 計			
建築材料及び室内装飾		造園 業	藤 田 孝 次 (株) 三 橋 緑 化 興 業 会	会 長	
		推進 工 事	長 根 信 康 (株) ナ ガ ネ	代表取締役社長	
		建築 材 料			
		生コン 配 布			
不動産		家具室内装飾	森 一 誠 (有) 宮 地	代表取締役	
		ガス・プロパン			
		不動産 業 賃 貸	須 藤 保 夫 (有) 須 藤 企 画	代表取締役	

充填・未充填職業分類表

正会員 (ACTIVE)

関	職 業 分 類		会 員 名	勤 務 先	役職名
	連	分 類			
不 動 産	土 地 賃 貸	Proprietary Renting			
農 林 及 び 園 芸	農 業	Agriculture			
	木 材 販 売	Lumber Distributing			
畜 産	飼 料	Feeds			
	獣 医	Veterinary Surgeon			
	都 市 銀 行	City Banking			
	地 方 銀 行	Local Banking	荒 木 敏 男	横 浜 銀 行 中 山 支 店	支 店 長
金 融	外 国 為 替 銀 行	Foreign Exchange Banking			
	信 用 金 庫	Credit Banking			
	証 券 業	Securities	元 木 裕	日 本 グ ロ ー バ ル 証 券 青 葉 台 店	支 店 長
ス ポ ー ツ 及 び レ ク リ エ ー シ ョ ン	ゴ ル フ 練 習 場	Golf Trainingyard			
	ペ ッ ト シ ョ ッ プ	Pet Shop			
保 安 警 備 事 業	警 備 保 障	Security & Guard Service	石 川 輝 久	(株)ジェイ・アメニティサービ	顧 問
冠 婚 葬 祭 業	葬 祭 業	Mortician	下 中 英 輝	(株))	代 表 取 締 役

名 誉 会 員

名 倉 健 二

開 放 97

充 填 23
未 充 填 74
シニアアクチブ会員 13
名 誉 会 員 1

シニア・アクトブ会員 (SENIOR ACTIVE)

シニアアクチブ会員 13



* _____ ロータリー・クラブ定款

第1条 名称

本会の名称は、_____ ロータリー・クラブとする。（国際ロータリー加盟会員）

第2条 区域限界

本クラブの区域限界は、次の通りとする _____

第3条 綱領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成することにある：

第1 奉仕の機会として知り合いを広めること；

第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が、業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あらしめること；

第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；

第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

第4条 会合

第1節

1. 本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期的会合を開かなければならない。
2. 但し、非常の場合または正当な理由がある場合は、本クラブ理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までのあいだのいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。
3. また、例会日が法定休日に当たる場合、または本クラブ会長が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、理事会は、例会を取りやめることができる。本クラブの理事会は、本項に明記されていない理由であっても、その裁量で、1ロータリー年度に2回まで例会を取りやめることができる。但し、クラブが3回以上続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

第2節

本クラブの役員を選挙するための年次総会は、本クラブ細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。

第5条 会員身分

第1節 一般的資格条件

本クラブは、善良な成人であって、職業上良い世評を受けている者によって構成されるものとする。

第2節 種類

本ロータリー・クラブの会員の種類は次の4種類、すなわち、正会員、シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員および名誉会員とする。

第3節 正会員

RI 定款第5条第3節に定められた資格条件を有する者は、これをロータリー・クラブの正会員に選ぶことができる。正会員としての資格条件を有するが、そのクラブの正会員の事業または専門職務と同一の職業分類の者は、これを本節の規定の下にアディショナル正会員に選ぶことができる。このようなアディショナル正会員は、正会員としてのすべての特典を有する。但し、アディショナル正会員は、職業分類の保持者でなく、自らの職業分類の下に他のアディショナル正会員を推薦することはできない。

第4節 アディショナル正会員のカテゴリー

クラブは3種類のアディショナル正会員を選ぶことができる。クラブはその3種類のそれぞれから職業分類を同じくするアディショナル正会員を1人選ぶことができる。

(a) 第1カテゴリー――推薦者と同じ職業分類

正会員は自分と同じ職業分類に現実に従事している者をアディショナル正会員に推薦することができる。

(b) 第2カテゴリー――元ロータリアン

正会員は、その職業分類の保持者の承諾を条件として元クラブ会員をアディショナル正会員に推薦することができる。但し、かつて属していたクラブを退会した理由が、本人がそのクラブの区域限界内でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実職業活動に従事しなくなったということではなければならない。

(c) 第3カテゴリー――元ローターアクター

正会員は、その職業分類の保持者の承諾を条件として、ローターアクト・クラブ元会員をアディショナル正会員に推薦することができる。この元ローターアクターは、クラブの区域限界内に住居または事業所があり、少なくとも4年間一つまたはいくつかのローターアクト・クラブの会員であったことがあり、退会した理由が、ローターアクト・クラブ会員の年齢の上限に達したか、そのクラブの区域限界外に移転したということではなければならない。

(d) 職業分類保持者の変更

すべてのアディショナル正会員は、クラブの正会員の1人と同じ職業分類をもたなければならない。正会員が職業分類の保持者である。職業分類の保持者である正会員が、シニア・アクティブ会員またはパスト・サービス会員になるなど、何らかの理

*国際ロータリー細則は、IIIに加盟したロータリー・クラブが所定の標準ロータリー・クラブ定款を採択することと規定している。

由で、職業分類を保持しなくなった場合、同じ職業分類をもつアディショナル正会員の1人が職業分類の保持者になる。このような職業分類を有するアディショナル正会員が1名しかいない場合、このアディショナル正会員が自動的に職業分類の保持者となる。このような職業分類を有するアディショナル正会員が2名または3名いる場合、クラブはそのうち1名を選挙して、職業分類の保持者とするものとし、他のアディショナル正会員の地位は元のままとする。

第5節 シニア・アクティブ会員

(a) 一般的資格条件

正会員またはバスト・サービス会員で、その一つまたはいくつかのクラブにおける正会員およびバスト・サービス会員としての経歴が次の各号に定める要件のいずれかに合致している者は、自動的にシニア・アクティブ会員となるものとする：通算15年以上会員であった者、あるいは現在60歳以上で通算10年以上会員であった者、現在65歳以上で通算5年以上会員であった者、現または元RI役員。

(b) 元会員

クラブは、かつてどこかのクラブの会員であった者で、会員身分が終結した時点においてシニア・アクティブ会員であった者またはシニア・アクティブ会員になりうる条件を備えていた者を、そのクラブのシニア・アクティブ会員に選ぶことができる。

(c) 権利と特典 -- シニア・アクティブ会員身分の制約

シニア・アクティブ会員は、すべて正会員と同一の権利、特典および責任をもつものとする。但し、シニア・アクティブ会員は職業分類を保持せず、また、アディショナル正会員を推薦する権利をもたない。

(d) シニア・アクティブ会員の職業分類を充填する者

クラブは、シニア・アクティブ会員の保持していた職業分類の下に、有資格者を入会させることができる。

第6節 バスト・サービス会員

バスト・サービス会員は、職業分類を代表しないこと、および前述の第3節によるアディショナル正会員を推薦する権利をもたないことを除き、正会員のもつすべての権利、特典および責任を有するものとする。

(a) バスト・サービス会員の資格条件

次の者は、バスト・サービス会員に該当する。

(i) バスト・サービス会員 -- 引退

現職から引退したが、その他の点では、適格の地位にあったことなど、RI定款第5条第3節の下にロータリー・クラブ会員の資格を備えている人は、これをバスト・サービス会員に選挙することができる。

(ii) バスト・サービス会員 -- 職業分類の喪失

本人に落度がないのに他の事情により職業分類を失ってしまう正会員は、クラブ理事会の決定によって、これをバスト・サービス会員に選挙

することができる。

(b) 入会金の免除

現または元会員がバスト・サービス会員に選ばれた場合、2度目の入会金の支払を要しないものとする。

第7節 二重会員

同時に、本クラブと別のクラブにおいて、正会員、シニア・アクティブ会員またはバスト・サービス会員になることはできない。さらに、いかなる人も本クラブにおいて、会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。

第8節 名誉会員

(a) 名誉会員の資格条件

ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人を名誉会員に選挙することができる。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。

(b) 権利および特典

名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権をもたないし、クラブのいかなる役職にもつくことができない。名誉会員は、職業分類を保持しない。しかし、本人が会員となっているクラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。名誉会員は、他のクラブにおいては、いかなる権利または特典も認められないものとする。

第9節 宗教、報道機関および外交官

複数の宗派の各代表者、複数の新聞社またはその他の報道機関の各代表者および複数の国の各国政府代表外交官は、これらの職業分類の下に正会員となる資格を有するものとする。但し、これらの代表者が組織規定に定められた資格条件を備えていることを要する。

第10節 公職に就いている人

一定の任期のあいだ選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下にクラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。クラブの正会員で一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き正会員としての身分を保持することができる。

第11節 RIの職員

本クラブは、RIに雇用されている会員の会員身分を保持せしめることができる。

第6条 職業分類

第1節 職業分類

- (a) 本クラブの各正会員は、その事業または専門職務に従って分類されるものとする。
- (b) 本クラブの各正会員の職業分類は本人の所属する商社、会社または団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、また

は、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものでなければならない。

- (c) 修正。理事会は、もし事情がこれを必要とする場合は、その裁量によって、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。かかる是正または修正の提案については当該会員に対して然るべき予告を与えなければならない。そしてその会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

第2節 制限

正会員は、各職業分類から1名ずつとする。但し、2名以上の正会員が認められている3種の職業分類、すなわち、宗教、報道機関および外交官の職業分類並びにアディショナル正会員については、この限りでない。

第7条 出席

第1節

本クラブの各会員はクラブ例会に出席しなければならない。会員が、本クラブの例会に出席したものとみなされるには、例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

- (a) 本クラブの例会の定例の時の前14日または後14日以内に、
- (i) 他のロータリー・クラブまたは仮クラブの例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席すること、または、
 - (ii) 本クラブの指示によって、ローターアクト、インターアクト・クラブ、またはロータリー村落共同隊、仮ローターアクト、仮インターアクト・クラブまたは仮ロータリー村落共同隊の例会に出席すること、または、
 - (iii) RI国際大会、規定審議会、国際協議会、RI元並びに現役員のためのロータリー研究会、RI理事会を代行するRI会長の承認を得て招集されたRI元、現並びに次期役員のためのロータリー研究会または(RI理事会の承認を得た)他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、RI委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、RI理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席すること。
 - (iv) 他クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間と場所に例会を開いていなかった場合。
 - (v) 会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合。会員が旅行中他国で例会に出席するならば、本項で決められているメイクアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中本クラブに欠席した例会のメイクアップとして有効とみなされる。
 - (vi) 本クラブ理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトに出席すること。
- (b) 例会のときに、
- (i) 本節(a)項の(iii)に挙げた会合の一つに出席のため、適切な直行日程による往復の途次

にある場合。

- (ii) RIの役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの用務に携わっている場合。
- (iii) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの用務に携わっている場合。
- (iv) RIに雇用されている者が、ロータリーの用務に携わっている場合。
- (v) メイクアップする機会が全く得られないような僻遠の地で、地区、RIまたはロータリー財団の提唱する奉仕事業に直接かつ現実に従事している場合。
- (vi) 本クラブ理事会が正当に承認したロータリー用務に従事していて、本クラブの例会に出席できない場合。
- (vii) 会員が国内の転勤先で長期にわたって紛れもなく働いている場合。会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意により、会員は、転勤中、指定クラブに出席できる。指定クラブ幹事が所属クラブに適切な形で通知することによって、その出席が有効となり、所属クラブに出席が記録される。

第2節 メイクアップの通知

本条第1節(a)項の(ii)、(a)項の(iii)、(b)項に記述されているような場合、会員が自らクラブにその事実を報告すれば、それだけで出席とみなされるものとする。(a)項の(i)および(iv)に記述されているような場合、会員が自らその旨報告するか、または、訪問先のクラブ幹事が、通知を送ることができる。

第3節 免除

次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) (i) 長期にわたる健康不良/傷害のため、または、ロータリー・クラブのない国に2週間以上滞在するため、例会出席が現実的に不可能であり、理事会が、その欠席を承認している場合。
- (ii) ロータリー・クラブのない国に滞在していて欠席することを予定する場合、会員は、旅行に出発する前に、あるいは、出発前が不可能なら、その国から書面で、本クラブ幹事にその旨報告するものとする。このような欠席を承認する前に、理事会は、この旅行のため会員が本条第1節(a)項に従って欠席をメイクアップできないことを確認するものとする。
- (b) シニア・アクティブ会員で、一つまたはいくつかのロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であること。さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。前述のカテゴリー(a)の(i)と(ii)に該当する会員の欠席は、その出席を免除されているなら、当該期間中クラブの出席記録に算入されない。前述のカテゴリー(b)に該当する会員は、クラブの出席率の算出に使う会員数に含まれない。その欠席も出席も出席率の算出に使わない。

第8条 理事および役員

第1節

本クラブの管理主体は、本クラブの細則の定めるところによって構成される理事会とする。

第2節

別段の規定によってここに特に定められた場合を除き、クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終であって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。理事会は全役員および全委員会に対して総括的支配力をもつものとし、正当な理由ある場合は、そのいずれをも罷免することができる。理事会はあらゆる役員の決定およびあらゆる委員会の決定に対する提訴の裁定者となるものとする。理事会のいかなる決定についても、クラブに対して提訴することができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、当該提訴の予告が、幹事により、本クラブの全会員に対して与えられなければならない。

第3節

本クラブの役員は、会長、会長エレクト、1名または数名の副会長、幹事、会計、および会場監督とする。このうち、会長、会長エレクトおよび副会長は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計および会場監督は、本クラブ細則の定めるところに従って、その全員または一部が理事会のメンバーであっても、またはそうでなくても差し支えない。

第4節

1. 各役員は本クラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。別段に規定されている会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。
2. 会長は、本クラブ細則の定めるところに従って、会長に就任する日の直前18カ月以上2年以内の期間内に、選挙するものとする。会長に選ばれた者は、会長に就任する年度直前の年度に理事会のメンバーとなり会長エレクトを務めるものとする。会長は、選挙により会長を務めることになったロータリー年度の7月1日に就任し、会長として選挙された年度中、または後任者が選挙されて就任するまで、その職務に当たるものとする。
3. 各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき正会員（アディショナル正会員を含む）、シニア・アクティブ会員、またはバスト・サービス会員のいずれかでなければならない。クラブ会長の任務と責務をより深く理解するために、会長エレクトは、ガバナー・エレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告しなければならない。

第9条 入会金および会費

本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員、およびバスト・サービス会員は、すべて入会金および年会費として、本クラブ細則の定める金額を納入しなければならない。但し、本クラブの正会員からシニア・アクティブ会員またはバスト・サービス会員になる者は、2度目の入会

金の納入を要しないものとする。

第10条 会員身分の存続

第1節 期間

会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 終結する場合

- (a) 会員が、会員身分の維持に必要な条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。但し、
 - (i) 本人に落度が無いのに他の事情により職業分類を失ってしまう正会員は、本クラブの理事会の決定によって、バスト・サービス会員に選ばれることができる；または
 - (ii) 理事会の承認を得て正会員が本クラブの区域限界外に移転する場合、その移転して行く先の市町村にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになってもらうために1カ年を超えない期間を限って、出席義務規定の特別免除を与えてもらうことができる。但し、この場合、同人は引き続き同じ職業分類の職業に現実に従事しており、かつ、引き続き出席その他すべてのロータリー会員たる条件を満たしていることが前提である；または
 - (iii) クラブの区域限界外へ移転する正会員は理事会の承認を得て会員身分を保持できる。但し、その会員は、同一職業分類の事業または専門職務において依然として活動しており、ロータリー会員身分に伴う出席その他のすべての条件に引き続き従わなければならない。
 - (iv) 自己の責に帰すべからざる事由によって、その職業分類を失うこととなった正会員は、その職業分類を引き続き保持することができ、そしてその職業分類または新しい職業分類の職業に改めてつくために必要な期間として、1カ年を限り出席義務規定の特別免除が与えられるものとする。但し、出席その他すべてのロータリー会員としての資格条件を引き続き満たしていなければならない。その会員身分終結は許された免除期間終了後初めて発効するものとする。
- (b) バスト・サービス会員が再び現実に事業または専門職務活動に復帰した場合、職業分類に空席があれば、自動的に正会員になるものとする。空席がなければ、バスト・サービス会員身分のままとする。
- (c) 名誉会員の会員身分は、本人が選挙された日の直後の6月30日をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会はその裁量により、決議をもって、毎年このような名誉会員身分を次年度に継続することができる。

第3節 再入会

正会員の会員身分が前掲第2節の規定によって終結した場合、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。もし同人が会員に選ばれた場合、2度目の入会金を納めることを要しない。

第4節 終結一会費不払

1. 所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事

が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、当該会員の会員身分は自動的に終結する。

- 2 このような元会員は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、理事会の裁量をもって、会員身分に復帰させることができる。但し、同人の以前の職業分類が既に充填されている場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

第5節 終結一欠席

(a) 本クラブの名誉会員を除く会員は：

- (1) ロータリー年度の各半期間において、メークアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも60パーセントに達していなければならない。
- (2) ロータリー年度の各半期間に開かれた所属クラブの例会総数のうち少なくともその30パーセントに出席しなければならない。

会員が前記の規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、自動的に終結するものとする。

- (b) 本クラブの名誉会員を除く他の会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、連続4回例会に出席せず、またメークアップもしていない場合、自動的に終結するものとする。会員が現任役員である場合、任期満了まで、所属クラブの例会出席を免除されるものとする。

第6節 他の原因による終結

- (a) いずれの会員も、会員としての資格条件に欠けるようになった場合は、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。
- (b) 会員は資格条件を備えていても、理事会が十分と認める理由があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。
- (c) 前項(a)または(b)のいずれの場合も、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられて、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利をもつものとする。かかる予告の通達は、対人配達便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。
- (d) 会員身分を終結させる決定が行われた場合、幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の決定を、書面をもって、当該会員に通告しなければならない。当該会員はかかる通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面をもって、本クラブに提訴するか、もしくは本定款第14条に定める仲介に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるべき本クラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。このようなクラブ例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、本クラブの全会員宛に与えられなければならない。

なければならない。そしてこのような提訴が審議される例会には、本クラブ会員のみが出席を許される。

- (e) 本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結せしめた場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲介人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員のもっていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。
- (f) もしクラブに対する提訴も行われず、仲介も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。もし提訴が行われた場合は、本クラブの決定が最終決定となる。

第7節 退会

いかなる会員も、本クラブからの退会申出は書面をもって行い（会長または幹事宛）、理事会によって受理されなければならない。但し、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

第8節 資産関与権—その放棄

いかなる理由によるにせよ、本クラブの会員身分を終結した者は、すべて、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第11条 地域社会、国家および国際問題

第1節

地域社会、国家および世界の一般福祉は、本クラブの会員にとって関心事である。そしてこのような福祉にかかわる公共問題の功罪は、会員各自が自己の意見をまとめるうえの啓蒙手段として、クラブ会合における公正かつ理知的研究および討議の対象として適切な課題というべきである。しかしながら、本クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

第2節

本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。また本クラブはいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

第3節

- (a) 本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、討議ないし見解を、採択したり配付したりしてはならない。またこれに関して団体行動を起こしてはならない。
- (b) 本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配付してはならない。

第4節 ロータリーの発祥を記念して

- 1 本クラブは、ロータリーの創立記念日に始まる特別祝賀週間の期間中、ロータリーの奉仕活動を強調しようとするものである。この週間は、毎年、2月23日に始まる1週間で、世界理解と平和週間と呼称する。
- 2 この特別週間は、これまでの業績を振り返る機会となる一方、地域内と世界中で、平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く最適の機会となる。

第12条 ロータリーの雑誌

第1節

本クラブがRI理事会によって、RI細則と合致する本条規定の適用を免除されていない場合、本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員またはパスト・サービス会員となることを受諾することにより、その会員は、会員身分を保持する限りRIの機関雑誌またはRI理事会から本クラブに対して指定されている地域的なロータリー雑誌を有料で購読しなければならない。購読の期間は、6カ月を1期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1期の中で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

第2節

購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、RIの事務局またはRI理事会の指定によって購読することとなった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。

第13条 綱領の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。いかなる会員も、定款・細則の印刷物を受け取らなかったことを理由として、定款・細則の遵守を免れることはできない。

第14条 仲介

会員身分の問題その他定款・細則の違反に関連して、もしくは会員のクラブからの除名に関連して、もしくはその他何事によらず、これらの場合のために規定されている手続によっては満足に解決できない意見の食い違いが、会員または元会員と本クラブまたは本クラブの役員または理事会とのあいだに起こった場合は、その問題は、仲介によって解決されるものとする。両当事者はそれぞれ1名の仲介人を指定し、両仲介人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲介人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることができる。仲裁人によって到達された決定もしくは両仲介人が一致点に達し得なかった場合の裁定人による決定が、最終であって、当事者すべてを拘束するものとする。

第15条 細則

本クラブは、RIの定款・細則（および地域管理が認められている場合には地域管理の手続規則）および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定められているところに従って時々改正することができる。

第16条 解釈の仕方

本クラブ定款の全部を通じて男性代名詞（he, his, him）または女性代名詞が使われていたとしても、それは男女を含むものとする。

第17条 改正

第1節 時

本条第4節に規定されている場合を除き、本定款は、

規定審議会によってのみ改正できる。その方式については、RI細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

第2節 提案者

本定款の改正は、本条第4節に定める場合を除き、クラブ、地区大会、グレート・ブリテンおよびアイルランド内RI審議会もしくは大会、規定審議会またはRI理事会のみが提案することができる。

第3節 手続

1. 本定款を改正しようとする提案は、すべて規定審議会の開かれる年の前年の6月30日までに、RI事務総長のもとに提出されなければならない。
2. RIの事務総長は、適法に提案されたすべての改正案の写しを、規定審議会が開かれる日の少なくとも120日前までに各地区ガバナーに5部、規定審議会の全構成員に1部、希望したクラブの幹事に1部郵送しなければならない。改正案は、ロータリー・ワールドワイド・ウェブのホームページからも入手できるようにしなければならない。手続要旨の削除や追加の詳細を付した改正案の要旨は各クラブに送付するものとする。
3. 審議会は、適法に審議会に提案された改正案、並びに適法に審議会に提出されたその修正案をひとつひとつ審議して、これに対する採否の決定を行わなければならない。

第4節

本定款の第1条（名称）および第2条（区域限界）は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、投票する出席会員の過半数の賛成投票によって、改正することができる。但し、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員に郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、RI理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があつて初めてその改正は効力を発するものとする。アディショナル・クラブ結成のための区域の割譲もしくは共有を拒否した決定を、地区ガバナーあるいはRI理事会の指示により、再審議する場合、RI細則2.020.4項に規定するように、3分の2の投票が前回の否決決議を支持するために必要である。

注：アンダーラインの箇所は1998年規定審議会において改正



注：本細則は単に推奨されるにすぎない。従ってロータリー・クラブは、クラブ定款または国際ロータリーの定款、細則と矛盾しない限り、クラブ自身の事情に応じて変更することができる。もし疑問ある場合は、その変更案をRI事務総長に提出してRI理事会の審議を乞わなければならない。

ロータリー・クラブ細則

第1条 理事および役員の選挙

第1節

役員を選挙すべき会合の1カ月前の例会において、その議長たる役員は会員に対して、会長（次次年度）、副会長、幹事、会計および____名の理事を指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところに従って指名委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことができる。もし指名委員会を設けるように決定されたならば、かかる委員会はクラブの定めるところに従って設置されなければならない。適法に行われた指名は各役職ごとにアルファベット順に投票用紙に記載されて年次総会において投票に付せられるものとする。投票の過半数を獲得した会長、副会長、幹事および会計がそれぞれ該当する役職に当選したものと宣言されるものとする。投票の過半数を得た____名の理事候補が理事に当選したものと宣言されるものとする。前記の投票によって選挙された会長は、その選挙のあと、7月1日に始まる年度に、会長エレクトとして理事会のメンバーを務め、会長エレクトとして理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。

第2節

選挙された役員および理事に直前会長を加えて理事会を構成するものとする。選挙によって決定した次年度理事会は、1週間以内に会合してクラブ会員の中から会場監督を務める者を選任しなければならない。

第3節

理事会またはその他の役職に生じた欠員は残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

第4節

役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は残りの被選理事の決定によって補填すべきものとする。

第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員____名より成る理事会とする。すなわち本細則第1条第1節に基づいて選挙された____名の理事、会長、副会長、会長エレクト、幹事、会計および直前会長である。

第3条 役員の任務

第1節 会長

本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

第2節 会長エレクト

会長エレクトは理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

第3節 副会長

会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって副会長の任務とする。

第4節 幹事

幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、毎年1月1日および7月1日現在をもってRI事務総長に対して行わなければならない半期会員報告、半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員、シニア・アクティブ会員、バスト・サービス会員について10月1日と4月1日に事務総長に提出する四半期会員報告、RI事務総長に対して行うべき会員資格変更報告、毎月の最終例会の直後地区ガバナーに対して行わなければならないクラブ例会の月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、ロータリアン誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うにある。

第5節 会計

会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うにある。その職を去るに当たっては会計はその保管するすべての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第6節 会場監督

会場監督の任務は通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務とする。

第4条 会合

第1節 年次総会*

本クラブの年次総会は毎年_____に開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

*注：標準ロータリー・クラブ定款第4条第2節は、“本クラブの役員を選挙するための年次総会は、本クラブ細則の定めるところに従い、毎年12月31日もしくはそれ以前に開催されなければならない”と規定している。

第2節

本クラブの毎週の例会は_____曜日_____時に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリー・クラブ定款第7条第3節の規定に基づき、本クラブ理事会によって出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセント出席していたことが実証されなければならない。

第3節

会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

第4節

定例理事会は毎月_____に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または理事会のメンバー2名の要求あるとき、会長によって招集されるものとする。但しその場合然るべき予告が行われなければならない。

第5節

理事会のメンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。

第5条 入会金および会費

第1節

入会金は_____とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。

第2節

会費は年額_____とし、各半年ごとの各支払額のうち米貨6ドルは各会員のロータリアン誌の購読料に充当するという諒解の下に、毎年2回7月1日および1月1日に納入すべきものとする。

(注：ロータリアン誌の購読料は年額米貨12ドルとする)

第6条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。

第7条 委員会

第1節

- (a) 会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を設置しなければならない。
クラブ奉仕委員会
職業奉仕委員会
社会奉仕委員会
国際奉仕委員会
- (b) 会長はまた、理事会の承認の下に、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕および国際奉仕について、必要と考える特定分野を担当する委員会を設置するものとする。
- (c) クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会および国際奉仕委員会は、それぞれ会長が理事の中から任命する委員長および少なくとも2名以上の他の委員から成るものとする。
- (d) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。
- (e) 各委員会は本細則によって付託された職務およびさらにこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。
- (f) 会長は、その必要ありと認めた場合、青少年活動の諸特定分野を担当する委員会を一つまたは二つ以上設置することができる。これらの委員

会は、それぞれの責務によって、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会のいずれか、あるいは、すべての所管するところとなる。可能かつ実際である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせる規定を設けるものとする。

第2節 クラブ奉仕委員会

- (a) クラブ奉仕委員会委員長は、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任をもち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。
- (b) クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕委員会委員長とクラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は理事会の承認の下にクラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を設置するものとする：
- 出席委員会
 - クラブ会報委員会
 - 親睦活動委員会
 - 雑誌委員会
 - 会員選考委員会
 - 会員増強委員会
 - プログラム委員会
 - 広報委員会
- 次の委員会に毎年1名ずつの委員を任命するものとする。
- 職業分類委員会
 - ロータリー情報委員会
- (d) 会長は、会長エレクトまたは副会長に命じ、職業分類、会員選考、会員増強、ロータリー情報委員会の仕事を監督、調整させるものとする。
- (e) クラブ諸委員会の設置について、可能かつ実際である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせる規定を設けるべきものとする。
- (f) 職業分類委員会およびロータリー情報委員会は、各々3名の委員をもって構成されるものとし、それぞれ毎年1名の委員を3年の任期をもって任命するものとする。本規定に基づく最初の任命は次のごとく行うものとする：1名は1年、1名は2年、1名は3年の任期をもって、それぞれ任命する。
- (g) 雑誌委員会は、可能である限りクラブ会報編集および地元新聞または広告関係の会員を委員の中に含めなければならない。

第3節 社会奉仕委員会

- (a) 社会奉仕委員会委員長は、社会奉仕の諸活動の全部に対して責任をもち、かつ社会奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕

事を監督、調整する任務をもつものとする。

- (b) 社会奉仕委員会は、社会奉仕委員会の委員長と社会奉仕の特定分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は、理事会の承認を受け、社会奉仕の特定分野について次の委員会を設置するものとする：

- 人間尊重委員会
- 地域発展委員会
- 環境保全委員会
- 協同奉仕委員会

第8条 委員会の任務

第1節 クラブ奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、クラブ奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。クラブ奉仕委員会委員長は委員会の定例会合に責任をもち、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

- (a) 出席委員会。この委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること——これには、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる——を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのよりよい奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに努めるものとする。
- (b) 職業分類委員会。この委員会は、毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。
- (c) クラブ会報委員会。この委員会は、クラブ週報の刊行によって、関心を促して出席の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるべく努めなければならない。
- (d) 親睦活動委員会。この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社会的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たすものとする。
- (e) 雑誌委員会。この委員会は、ロータリアン誌に

対する読者の関心を喚起し；雑誌月間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し；新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し；ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し；図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕並びにその他の特別購読を取り計らい；ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り；その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。

- (f) 会員選考委員会。この委員会は、会員に推薦されたすべての者を個人的の面から検討して、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。そしてすべての申し込みに対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。
- (g) 会員増強委員会。この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的に努めなければならない。
- (h) プログラム委員会。この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。
- (i) 広報委員会。この委員会は、(1) 広く一般世間に、ロータリー、その歴史、綱領および規模に関する情報を提供し、そして(2) 本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案しこれを実施するものとする。
- (j) ロータリー情報委員会。この委員会は、会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供し、入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。

第2節 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任をもち、職業奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

第3節 社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員がその地域社会に対する諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの社会奉仕活動に責任をもち、社会奉仕の諸特定分野について設置される次の委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする：

- (a) 人間尊重委員会。この委員会は、援助を必要と

する人々に力を貸し、支援することによって、すべての人が生涯にわたり幸福に暮らせるように心を配るものとする。

- (b) 地域発展委員会。この委員会は、地域とその諸施設の現状を改善することによって住みやすい場所を築くよう心を配るものとする。
- (c) 環境保全委員会。この委員会は、地域の環境の質を調査、改善するよう心を配るものとする。
- (d) 協同奉仕委員会。この委員会は、地域内のロータリー提唱の団体との関係を強化し、その奉仕活動に協力することに心を配るものとする。

第4節 国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの国際奉仕活動に責任をもち、国際奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

第9条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会出席を免除される。

(注：このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。但し標準クラブ定款第7条第3節の規定に基づいて認められた欠席は本クラブの出席記録に算入されない)

第10条 財務

第1節

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

第2節

すべての勘定書は役員2名の署名する伝票に基づき、会計の署名する小切手をもってのみ支払われるものとする。本クラブのすべての会計事務については毎年1回公認会計士または他の有資格者によって全面的な監査が行われなければならない。

第3節

資金を預りあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第4節

本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。RIに対する人頭分担金と雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

(注：半期の途中に入会した会員の雑誌購読料はRI事務局からの仕切り状に基づいて支払われるものとする)

第5節

各会計年度の初めに理事会はその年度の収支の予算を作成し、または作成せしめなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、各費目ごとに支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。

第11条 会員選挙の方法（すべての会員身分について）

第1節

本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員もしくはバスト・サービス会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、事前に漏らしてはならない。

第2節

理事会は、その被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節

理事会は、推薦状の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

第4節

理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員（推薦された会員身分の種類を含む）の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類（正会員の場合）をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節

被推薦者についての発表後7日以内に、理事会が

クラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節

このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、クラブ幹事は当該会員に対して会員証を発行し、その決定をRIに報告しなければならない。ロータリー情報委員会は、入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を1名指名するものとする。

第12条 決議

事のいかなるを問わず本クラブを拘束する決議または提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第13条 議事の順序

開会宣言
来訪ロータリアンの紹介
来信および告示事項
委員会報告（もしあれば）
審議未終了議事
新規議事
スピーチその他のプログラム
閉会

第14条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されていなければならない。クラブ定款およびRIの定款、細則と背馳するとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

第 1 2 条 名誉会員選挙の方法

第 1 節

本クラブの会員によって推薦された名誉会員候補者の氏名は、書面をもって本クラブの幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。

7

第 2 節

理事会は、その被推薦者が名誉会員の資格の条件を、すべて満たしていることを確認するものとする。

第 3 節

理事会の被推薦者についての発表後 7 日以内に、理事会がクラブ会員の誰からも推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は名誉会員に選ばれたものとみなされる。理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行い承認または不承認を決定する。

第 4 節

推薦基準は、下記の通りとし、被推薦者はその基準をすべて満たす人とする。

- (a) パスト会長、またはそれに準ずる人
- (b) ロータリー歴 20 年以上
- (c) 推薦者 7 名以上
- (d) 理事会の承認を得るものとする。

第 5 節

例会の食事代と、クラブ催事に参加する場合の費用は、自己負担とする。

以上本条の発行日は、

平成 10 年 7 月 1 日とする。

第 1 3 条 決議

事のいかんを問わず本クラブを拘束する決議または提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第 1 4 条 議事の順序

開会宣言

来訪ロータリアンの紹介

来信および告示事項

委員会報告（もしあれば）

審議未終了議事

新規議事

スピーチその他のプログラム

閉会

第 1 5 条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の 3 分の 2 の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は、当該例会の少なくとも 10 日前に各委員に郵送されていなければならない。クラブ定款および R I の定款、細則と背馳するとき改正または条項追加を本細則に対して行なうことはできない。



